

権利としての学校の健康診断をめざして

三浦 雅子

◇ 二〇一六年の健康診断項目の見直し

小学校の健康診断といえば、子どもたちがパンツ一丁で一列に並ぶ様子を思い浮かべるだろうか。二〇一六年、大幅な学校の健康診断の項目見直しが文科省によって行われ、時代の役割を終えた二つの検査項目が実質なくなつた。

一つは「座高の測定」である。明治時代から続いていた項目で、三世代にわたるデータの蓄積が文科省にある。測定結果の活用がされないことや、成長をみるには身長と体重で足りることを理由に必須項目から削除された。

もう一つは「寄生虫卵の有無」である。お尻にテープをペタッとする検査方法で行われていたが、罹患がごく少数で、衛生環境の改善もあり、必須項目から削除された。見直しのための委員会から「このような検査がいまだに行われていたのか」という驚きの声があつたそうだ。一方、四肢の状態及び発育、運動機能の状態を検査する「四肢の状態」が新たに規定され、整形外科の分野だが、内科健診時に実施される。しゃがみこみや片足立ちができないことが、受診を勧

めるようなことなのか、現場では戸惑っている。

◇ 現在の学校の健康診断の検査項目

学校では現在、以下の項目が健康診断で検査されている（総合的な判断を伴うものを健診、その他を検査健診と記述する）。

- ① 身長体重 体のバランスを示す指数や、成長曲線の活用が留意事項にある。
- ② 視力検査 ○一の刻みで断定するものではなく、大まかにA・B・C・Dで表される。
- ③ 聴力検査 聴力検査器を使用し、規定の音を聞き取る。
- ④ 尿検査 専門機関に委託して検査している自治体が多数。蛋白と糖を検査。
- ⑤ 心電図検査 専門機関に委託の自治体が多数。精密な検査のためひろい過ぎ、本人や保護者に不安。
- ⑥ 内科健診 学校医の加重が年々大きくなっているが、一人三〇秒の健診は変わらず。学校医は内科とは限らず地域医療を反映し産科や精神科や大学からの派遣医もある。
- ⑦ 結核健診 全学年問診票と内科健診時の診察。高校一年と大学一年ではX線撮影が必須。
- ⑧ 歯科健診 学校歯科医の健診で一人ひとりのすべの歯を検査表に記録。
- ⑨ 眼科健診 専門医の確保ができず未実施の地域

⑩ 耳鼻科健診 同右。

一方、学校の健康診断のイメージにあるのも、以下の項目はすでに廃止になっている。

第一は「胸囲の測定」である。呼吸や姿勢、女子の乳房の発達に影響する測定値は信憑性がない。第二は「色覚の検査」である。遺伝的要素が強い色の見え方の特性について学校生活に支障がないにもかかわらず差別的な誤解を与えることや、「労働安全衛生法」で採用時の色覚検査が削除され、大学入試時の検査も実施されないことから、必須項目から削除。不安のある児童生徒には学校医による健康相談等、適切な対応の体制づくりが留意事項となる。

このほか、「ツベルクリン反応検査」と「エックス線検査」は、二〇〇三年「結核予防法」の改正を受け削除された。厚労省は結核の状況から学校での結核健診は不要であると結論つけたが、文科省は「問診票とそれを踏まえた学校医による健診」という形で継続している。

◇ 変質する学校健診

学校の健康診断は「学校保健安全法」に規定され、その目的は、①学校生活を送るにありたり支障があるかどうかについて疾病をスクリーニングし、健康状態を把握する役割、②学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てる、とされている。

学校の健康診断は、あくまで「学校生活」を基

盤としたシンプルなもの、無自覚な疾病を発見し、医療に直結させるような一般的なものは違うものである。しかし、これを逸脱して健診の内容は、時代の要請を受け大きくハンドルをきっている。必須項目から削除された項目は教職員で測定できるものであり、増えているのは専門的なものである。健診は「精密化」、「多項目化」に進んでいる。

スクリーニングは、集団の中から一次的に（とりあえず）異常の疑いがある人たちを抜き出すという意味である。私は学校の健診が「子どもたちを精密で多項目な網でふり分けて医療につなげる役割」を担っているという実感がある。その網の基準は一般的な平均値や発達基準である。さらに全国学力・体力テストが実施され、子どもたちの頭の中も、体の状態や機能まで、「あなたは合格」とか、「君は標準ではない」とか、差別的なことを突きつけているのかもしれない。

また、最近では「学校保健安全法」以外の項目（血液検査、生活習慣病検査、ピロリ菌検査など）を入れる自治体が競い合うように増えている。これは学校健診の実施主体である自治体が、一方では住民サービスとして健診の充実を進める立場でもあるからだろう。しかし、法にある目的を尊重すれば、子どもたちが学校生活を送る上で「有効な検査なのか」、「必要な検査なのか」、「安全な検査なのか」という観点でラインを持つことが必要だと思う。

こうした状況の背景には、「健康」が叫ばれ、「病気になるてはいけない」、「健康であること」が全ての人の価値とされたことがあるのではない

か。この一〇年は「タバコの全面禁煙」、「特定健診診断」、「栄養指導」など、「健康増進法」や「健康日本21」との関連で、「健康」が重要なキーワードとなった。しかし、その「健康とは何か」を具体的に語らず、「健康診断」がそれを示すものとなった。

◇ 学校健診における子どもの人権保障に向けて

学校には様々な子どもたちがいる。慢性疾患を持つ子、しょうがいを持つ子、アレルギー体質、メガネをかける子、虫歯のある子、太っている子、痩せている子…。

この子たちがすでに「健康」を失っているとは思えない。子どもたちと学校生活を共にする教職員の多くの仲間は、「健康」は一人ひとり違うもので、数値や形で決まらなと考えている。「からだ」は「からだの状態も含めて」その人自身そのものであり、人権でありプライバシーである。健診は、目的に合わせ、からだの情報を得る手段であり、それを受ける人の人権は守られなければならない。冒頭で書いた「子どもたちがパンツ一丁で一列に並ぶ風景」は二〇年前になくなった。体重測定で、「三浦八〇キ！また太ったなあ」などと大声で言われることもない。からだの数値をテストの点数のように比べたり、公表することもやめた。

さらに、子どもの人権を尊重すれば、検査の内容、目的、結果の扱いなどを説明し（インフォームドコンセント）納得して受ける、または受けな

い選択権を保障することが重要だと思う。本来学校の設置者は健診を設定しなければならぬ義務があり、受ける子どもには健診を受ける権利があるのだ。決まっているからと一方的に検査のテーブルに乗せるのではなく、子どもであっても自分のからだ（人権）を尊重される健診のプロセスが「権利としての学校の健康診断」である。そうした経験が、将来は自分のからだに対して主体的になり、自分を取り巻く健康問題にも向き合うことに結びつくだろう。

また、学校の健診結果は一人ひとりの健康診断票（公簿）に記入し学校で保管すると同時に、本人と保護者に通知している。個人情報なので扱いは慎重にしているが、近年その情報を求められることが多くなった。文科省や道教委だけでなく、保健福祉関係や大学、研究機関、医師会、歯科医師会などからの要請である。個人が特定されなければ問題がないとしているが、スーパーコンピューターが活躍する時代に、地域、学年、男女別など、他の情報と組み合わせられた時には、簡単に個人が丸裸にされるのではないかと懸念している。誰のために何のための情報収集なのか、子どもの個人情報（人権）を守ることに課題がある。

三浦雅子（みうら まさこ）

一九八二年別海町の小学校に養護教員として赴任し、その後中学校三校、小学校二校を経験し、現在鷹栖町の小学校に勤務している。見た目は大人／心は乙女。二〇一〇年～二〇一四年に北教組養護教員部長を務めた。